

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

◇公安告示

道路交通の規制に関する規程の一部改正

目 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十五年十月一日から施行する。

昭和四十五年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

別表第一の一中9を10とし、7及び8を一ずつ繰り下げ、6を次のように改める。

7 市道火災復興
興四一号线

西町五丁目一六〇
番先から片原五丁
目一七二番先まで
の間

四五〇

大型自動車
(大型乗用
自動車を除
く。)及び
大型特殊自
動車

別表第一の一の5の次に6として次のように加える。

6 市道火災復興
興一八号线 瓦町五五一番先 二〇 車両

別表第一の三中4を6とし、2及び3を次のように改める。

4 市道旭町西
線 上井三一三番先から
同地内三四七番
八先までの間 一八〇
大型自動車
(大型乗用
自動車を除
く。)及び
大型特殊自
動車 七時から一
九時まで

5 市道鍛冶町
一丁目鍛冶
町二丁目線 鍛冶町一丁目二、
九三六番先から同
地内二、九〇二番
先までの間 一九〇 車両(軽車
を除く。) 七時から九
時及び
一四時から
一六時まで

別表第一の三の1の次に2及び3として次のように加える。

2 一般国道三
一三号 河原町地内から西
倉吉町地内までの
間の小鴨橋 一五五 自転車及び
歩行者 終日

3 河原町地内から西
倉吉町地内までの
間の小鴨橋歩道橋 一六一 車両(自転
車を除く。) "

別表第二の二中11を15とし、10を次のように改める。

14 道笑町一丁目
三八番先から
茶町九番先ま
での間 二九九 柁町方向か
ら米子駅前
通り方向 "

別表第二の二の14の前に13として次のように加える。

13 市道熊党
茶町線 吉岡地内官有
無番先から熊
党三四〇番一
先までの間 五五〇 旧日野橋方
向から伯耆
方向 "

別表第二の二中9を12とし、12の前に11として次のように加える。

11 市道米子
福米線
日ノ出町五七番先から錦町二丁目七七番先までの間
六〇〇
国鉄後藤工場方向から米子市公会堂方向
"

別表第二の二中8を10とし、7を9とし、9の前に8として次のように加える。

8 市道中町
通り線
中町八三番先から同町二〇番先までの間
三〇〇
高島病院方
向から加茂派出所方向
"

別表第二の二中6を7とし、3から5までを一つづつ繰り下げ、2の次に3として次のように加える。

3 市道瑜伽
堂横線
一角盤町一丁目一六〇番一から紺屋町一六番先までの間
三〇〇
角盤町方向
から紺屋町方向
"

別表第二の三の2を次のように改める。

2 県道吉原
倉吉停車場
九番三先から八番三先までの間
五五〇
打吹通り方
向から住吉町方向
"

別表第二の三中4を5とし、3を次のように改める。

4 市道宮川
町新町三丁目線
荒神町二五四番三先から新町二丁目二二番二先までの間
五五〇
宮川町方向
から打吹通
り方向
"

別表第二の三の2の次に3として次のように加える。

七時か
ら二時
まで

3 市道塚町
二丁目一
号線及び
二丁目二
号線
塚町二番先から二番先までの間
一六〇
西田医院方
向から倉吉
方向
"

別表第二の三の5の次に6から11までとして次のように加える。

6 市道明治
町大正町
線
大正町一、七五番先から明治町一、七番一六先までの間
一九〇
大正町方向
から明治町
方向
終日

7 市道福吉
一丁目二
号線
西岩倉町二、二一番先から福吉町一、四〇番七先までの間
一〇〇
瀬崎町方向
から福吉町
方向
"

8 市道東岩
倉町越中
町線
越中町二、二一番一から東岩倉町二、七番先までの間
三二〇
越中町方向
から垣田医
院方向
"

9 市道越中
町河原町
線
広瀬町一、八九番二から越中町二、一〇番先までの間
"
鍛冶町方向
から越中町
方向
"

10 市道鍛冶
町一丁目
鍛冶町二
丁目線
鍛冶町二丁目八九〇番二先から同町二丁目二九〇番二先までの間
一三〇
鍛冶町二丁目方向
から同町一丁目方向
"

11 市道住吉
五号線
住吉町八一番先から同町二番三先までの間
一六〇
湊町方向
から駄経寺町
方向
"

別表第二の四の2を次のように改める。

3 市道境停車場
 中町六六番先から同町五五番先までの間
 九一 境港駅方向から東本町方向
 車両(二輪及び軽車両を除く)を
 七時から二時まで

別表第二の四の1の次に2として次のように加える。

2 市道古戸川線
 未広町一八番先から相生町一〇九番先までの間
 二八〇 上道町方向から海岸方向
 車両(軽車両を除く)を
 "

別表第二の五の1を次のように改める。

1 県道智頭停車場線
 智頭町大字智頭地内備前橋北詰から同大字一七〇七番先までの間
 二〇〇 備前橋方向から智頭町役場方向
 車両(二輪及び軽車両を除く)を
 六時から二時まで

別表第二の五中2を削り、3を次のように改める。

2 町道愛宕本線
 智頭町大字智頭一六四〇番一から同大字一六二八番一先までの間
 三五〇 智頭町役場方向から久志谷橋方向
 " 終日

別表第五の一中158を161とし、145から157までを三ずつ繰り下げ、148の前に

147として次のように加える。

147 上味野六六番九先交差点
 二 上味野警察官駐在所前

別表第五の一中144を146とし、60から143までを二ずつ繰り下げ、62の前に

61として次のように加える。

61 " 五〇一番先
 一 みたから保育所前
 別表第五の一中59を60とし、4から58までを一ずつ繰り下げ、3を次のように改める。

4 " 二二〇番先丁字路
 四 鳥取県庁前

別表第五の1の2の次に3として次のように加える。

3 東町一丁目二〇八番先
 一 久松幼稚園前

別表第五の二中159を179とし、157及び158を二十ずつ繰り下げ、177の前に176として次のように加える。

176 " 一、三七一番先丁字路
 三 木下方前

別表第五の二中156を175とし、155を174とし、174の前に173として次のように加える。

173 榎原一、三二二番先
 一 青木橋北詰

別表第五の二中154を172とし、119から153までを十八ずつ繰り下げ、118を次のように改める。

136 兼久四六〇番先丁字路
 二 鷺見石油店前

別表第五の二中117を135とし、116を134とし、115を次のように改める。

133 " 七五四番二先丁字路
 四 北高等学校入口

別表第五の二の133の前に132として次のように加える。

132 米原五〇九番四先 一 米原婦人購売部前

別表第五の二中114を131の前に130とし、131の前に130として次のように加える。

130 " 九〇四番二先十字路 二 米原分れ十字路

別表第五の二中113を129とし、110から112までを十六ずつ繰り下げ、126の前に125として次のように加える。

125 " 七一〇番一先 一 福米小学校入口

別表第五の二中109を124とし、101から108までを十五ずつ繰り下げ、116の前に115として次のように加える。

115 " 二、〇〇四番先 一 森野方前

別表第五の二中100を114とし、72から99までを十四ずつ繰り下げ、86の前に85として次のように加える。

85 " 五七九番先 一 ユニチカ米子工場前

別表第五の二中71を84とし、58から70までを十三ずつ繰り下げ71の前に70として次のように加える。

70 " 一一一番先 一 松浦診療所前

別表第五の二中57を69とし、54から56までを十二ずつ繰り下げ、66の前に65として次のように加える。

65 " 二八〇番先 一 あけぼの幼稚園前
別表第五の二中53を64とし、52を63とし、63の前に62として次のように加える。

62 " 六七番六先 一 石井方前

別表第五の二中51を61とし、43から50までを十ずつ繰り下げ、42を次のように改める。

52 " 四九番先十字路 二 稲田薬局前

別表第五の二の52の前に51として次のように加える。

51 法勝寺町四八番二先 一 明道小学校横

別表第五の二中41を50とし、40を49とし、49の前に48として次のように加える。

48 " 一八五番先 一 電子療法普及センター前

別表第五の二中39を47とし、38を46とし、46の前に45として次のように加える。

45 " 三二番先 一 たみや惣菜店前

別表第五の二中37を44とし、28から36までを七ずつ繰り下げ、35の前に34として次のように加える。

34 " 七六番先 一 米子電報電話局前

別表第五の二の27を次のように改める。

33 " 六〇番先十字路 二 米子市煙草販売協同組合前

別表第五の二の33の前に32として次のように加える。

32 角盤町一丁目二六番先 一 やよいデパート前

別表第五の二中26を31とし、25を30とし、30の前に29として次のように加える。

29 日久美町一二七番二先四差路 一 美吉橋東詰

別表第五の二中24を28とし、19から23までを四ずつ繰り下げ、23の前に22として次のように加える。

22 塩町三〇番先 一 山崎鮮魚店前

別表第五の二中18を21とし、8から17までを三ずつ繰り下げ、11の前に10として次のように加える。

10 " 一三七番先丁字路 三 糺町三差路

別表第五の二中7を9とし、3から6までを二ずつ繰り下げ、2を次のように改める。

4 " 四一番先 一 東保育園入口

別表第五の二の1の次に2及び3として次のように加える。

2 博労町一丁目一三〇番先三差路 二 光西寺入口

3 " 三丁目九番先三差路 二 浜田理容所前

別表第五の三中55を56とし、6から54までを一つ繰り下げ、5の次に6として次のように加える。

6 " 七四二番一先 一 倉吉幼稚園前

別表第五の五中3を5とし、2を4とし、1の次に2及び3として次のように加える。

2 " 大字町屋四六二番一先 一 こしきやま橋東詰

3 " 大字糸谷一〇番二先 一 森医院前

別表第五の六中69を78とし、68を77とし、77の前に76として次のように加える。

76 " 大字新見三八二番先 一 富沢小学校前

別表第五の六中67を75とし、54から66までを八ずつ繰り下げ、53を次の

ように改める。

61 " 一、一三一番九先交差点 二 坂本製材前

別表第五の六の61の前に60として次のように加える。

60 " 一 " 南側入口

別表第五の六中52を59とし、41から51までを七ずつ繰り下げ、48の前に47として次のように加える。

47 " 大字別府六五番先 一 用瀬中学校前

別表第五の六中40を46とし、34から39までを六ずつ繰り下げ、40の前に39として次のように加える。

39 " 大字岩屋堂一一一番一先 一 住田橋東詰

別表第五の六中33を38とし、25から32までを五ずつ繰り下げ、30の前に29として次のように加える。

29 " 大字重枝一二一番四先 一 重枝バス停留所前

別表第五の六中24を28とし、12から23までを四ずつ繰り下げ、11を次のように改める。

15 " 二六五番三先 一 河原橋西詰

別表第五の六の15の前に14として次のように加える。

14 河原町大字渡一木二二八番一先 一 渡一木入口

別表第五の六中10を13とし、5から9までを三ずつ繰り下げ、4の次に5から7までとして次のように加える。

5 " 大字久能寺三四一番一先 一

6 " 七〇五番一先 一 八頭高等学校入口

7 " 大字石田百井八九番一先 一

別表第五の七中24を25とし、6から23までを一つ繰り下げ、5の次に

6として次のように加える。

6 " 大字山宮三六三番一五先 一 逢坂小学校前

別表第五の八中59を70とし、57及び58を十一ずつ繰り下げ、68の前に67として次のように加える。

67 " 一、一、一五番先 一 日本生命前

別表第五の八中56を66とし、66の前に65として次のように加える。

65 " 一、〇九一番先交 三 赤碕駅前交差点

別表第五の八の55を次のように改める。

64 " 七〇一番先十字路 二 小松自動車店前

別表第五の八の64の前に63として次のように加える。

63 赤碕町大字赤碕四〇四番先 一 小倉たみ店前

別表第五の八中54を62とし、53を61とし、61の前に60として次のように加える。

60 " 大字古長三六五番先 一 古布庄小学校前

別表第五の八中52を59とし、51を58とし、58の前に57として次のように加える。

57 " 一、〇九九番先 一 逢東保育所前

別表第五の八中50を56とし、56の前に55として次のように加える。

55 " 大字丸尾一〇五番四先 一 松本石油店前

別表第五の八の49を54とし、54の前に53として次のように加える。

53 " 五九二番二先 一 東伯町役場前

別表第五の八の48を52とし、52の前に51として次のように加える。

51 " 一、七七五番先 一 八橋簡易裁判所入口

別表第五の八の47を50とし、46を49とし、49の前に48として次のように加える。

48 " 大字妻波七八二番先 一 妻波バス停留所前

別表第五の八の45を47とし、47の前に46として次のように加える。

46 " 一、六三七番先 一 選果場前

別表第五の八中44を45とし、32から43までを一つ繰り下げ、31を次のように改める。

32 " 六一五番先 一 青木方前

別表第五の八の29の次に30として次のように加える。

30 " 大字大鳥居一〇番一先 一 関金第一保育所前

別表第五の八の70の次に71から75までとして次のように加える。

71 " 一、九九二番先 一 赤碕中学校前

72 " 大字出上一五五番四先 一 次郎丸商店前

73 " 一七九番二先 一 家森薬局前

74 " 大字宮木二三八番先 一 以西小学校前

75 " 三一二番一先 一 以西保育所前

別表第五の九中44を47とし、43を46とし、46の前に45として次のように加える。

45 " 田中七六三番四先 一

別表第五の九中42を44とし、19から41までを二ずつ繰り下げ、21の前に

20として次のように加える。

20 " 六五〇番先 一 淀江小学校大和校舎前

別表第五の九中18を19とし、10から17までを一つ繰り下げ、9の次に10として次のように加える。

10 " 八九五番先十字路 四 清水方前
 別表第五の十中30を31とし、19から29までを一ずつ繰り下げ、18を次のように改める。

19 " 一、四六六番四先 一 失田貝歯科医院前

別表第五の十の17の次に18として次のように加える。

18 " 黒坂一、二〇七番一先 一 警察署長公舎前

別表第六を次のように改める。

倉吉市

路 線 名 区 間 延長時間 (メートル)

1 一般国道一七九号 宮川町一二七番一二先から 三〇 終日
 同町一二四番先までの間

2 一般国道一七九号 上井町二丁目三番先から同
 及び県道上井停車場 地内一番二先までの間(ただし、横断歩道を除く。) 一〇〇 "

別表第七の二の(二)中10を13とし、13の前に12として次のように加える。

12 " 両三柳二、一七一
 番先から夜見町九 七、二四番先までの間 " "

別表第七の二の(二)の9を次のように改める。

11 県道東福原樋 両三柳一、九一八
 口線 番一先から同地内 二、一七一番先までの間 一、〇〇〇 高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(二)の11の前に10として次のように加える。

10 県道皆生西原 皆生一、九四一番
 線 先から西福原四六 三番先までの間 二、八〇〇 高速車 五〇

別表第七の二の(二)中8を9とし、6及び7を一ずつ繰り下げ、5を次のように改める。

6 県道米子石見 目久美町一三五番
 新見線 先から美吉一七番 五〇〇 " "

別表第七の二の(二)中4を5とし、3を4とし、1及び2を次のように改める。

2 " 祇園町二丁目二
 八番先から陰田町 一、四〇〇 高速車及び中速車 四〇
 六二八番一先までの間

3 一般国道一八 長砂町七三八番一
 〇号 先から道笑町四丁 一、〇〇〇 " "
 目五番二〇先までの間

別表第七の二の(二)の2の前に1として次のように加える。

1 一般国道九号 吉岡地内日野橋東
 七番先までの間 二、七〇〇 高速車 五〇

別表第七の二の(二)中2及び3を次のように改める。

2 一般国道一七 八屋地内竹田橋東
 上井停車場線 詰から上井町二丁 一、五四八 高速車 五〇
 目一番二先までの間

3 一般国道一七 上井町二丁目三番
 九号 二先から上井三五 三〇〇 " "

別表第七の二の(二)中8を13とし、6及び7を五ずつ繰り下げ、11の前に8から10までとして次のように加える。

8 " 丸山五三二番三先
 一先までの間 七五〇 高速車 五〇

24	県道谷郡家線	郡家町大字門尾三 八一番一先から同 町大字郡家四七六 番先までの間	一、一三〇	自動車	三〇
2	県道境渡米子線	明治町五七番先か ら外江町一七五 三番先までの間	一、六〇〇	"	"
	別表第七の二のバの19	を次のように改める。			
3	"	外江町一、六八四 番先から同町三、 四一四番先までの 間	六〇〇	自動車	三〇
	別表第七の二の四の3	を4とし、2を次のように改める。			
1	県道米子境線	上道町二、一七一 番先から同町一、 九〇三番一先まで の間	七七〇	高速車及 び中速車	四〇
	別表第七の二の四の1	を次のように改める。			
5	"	海田一三二番二三 先から福庭四一五 番三先までの間	四五〇	高速車	五〇
4	"	上井三五番一先 から海田一三二番 二三先までの間	七〇〇	高速車及 び中速車	四〇
	別表第七の二の(三)中5	を7とし、4を6とし、3の次に4及び5として 次のように加える。			
10	"	上古川九五番六先 から鴨河内一七 四〇番先までの間	一、〇五〇	"	"
9	"	中河原五四〇番八 先から同地内三六 九番四先までの間	五五〇	"	"
	別表第七の二の(六)中18	を23とし、17を次のように改める。			
22	"	用瀬町大字別府三 五九番三先から同 大字地内用瀬橋東 詰までの間	一、一〇〇	"	"
	別表第七の二の(六)の22	の前に21として次のように加える。			
21	"	佐治村大字葛谷一 九六番先から同大 字三〇番四先まで の間	六〇〇	"	"
	別表第七の二の(六)中16	を20とし、20の前に19として次のように加え る。			
19	"	佐治村大字森坪三 一一番先から同大 字五〇番一先まで の間	四〇〇	"	"
	別表第七の二の(六)の15	を次のように改める。			
18	"	佐治村大字加瀬木 二、二四四番先か ら同大字八三七番 先までの間	一、五〇〇	"	"
	別表第七の二の(六)の18	の前に16及び17として次のように加える。			
16	県道村岡若桜線	若桜町大字湯原一 九〇番先から同大 字二五番先までの 間	四〇〇	高速車	五〇
17	県道湯原用瀬線	佐治村大字加茂二、 〇一五番先から同 大字地内東園橋東 詰までの間	一、四〇〇	高速車及 び中速車	四〇

別表第七の二の(内)中14を15とし、8から13までを一ずつ繰り下げ、7を次のように改める。

8 " 河原町大字高福七
七五番一先から同
大字二九番先ま
での間 七五〇 " "

別表第七の二の(内)中6を7とし、5を次のように改める。

6 " 郡家町大字郡家七
三八番二先から同
町大字奥谷一九八
番七先までの間 一、七三〇 " "

別表第七の二の(内)中4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のように加える。

3 " 若桜町大字岩屋堂
四六五番四先から
同大字六七番先ま
での間 四〇〇 " "

別表第七の二の(中)8を9とし、5から7までを一ずつ繰り下げ、4の次に5として次のように加える。

5 県道気高鹿野 鹿野町大字官方一
六七番四先から同
町大字寺内一〇一
番三先までの間 五〇〇 高速車 五〇

別表第七の二の(内)の5を次のように改める。

5 " 北条町大字北尾七
八番一先から同町
大字下神一五六番
一先までの間 一、〇〇〇 " "

別表第七の二の(内)の7を次のように改める。

7 " 日南町生山三四六
番一先から同地内
一五八番二先ま
での間 一、七九〇 " "

別表第七の二の(中)8を削り、9を次のように改める。

8 " 日野町黒坂一、八
一二番二先から同
地内四一三番先ま
での間 一、三〇〇 自動車 三〇

別表第七の二の(中)10を9とし、9の次に10として次のように加える。

10 県道如来原倉 江府町大字御机七
〇九番先から同大
字七〇九番二先ま
での間 八〇〇 高速車及
び中速車 四〇

別表第七の二の(内)の11を次のように改める。

11 県道大山御机 江府町大字吉原六
番先から溝口町大
内一〇六七番六
先までの間(ただ
し、御机部落方向
に向かう場合を除
く。) 三、〇〇〇 " "

別表第八の三を次のように改める。

三 倉吉市

路 線 名 場 所 (メートル) 延 長

1 一般国道一七九号 上井三五五番一先から海田二三
二番二三先までの間 七〇〇

2 一般国道三一三号 宮川町一六番先から河原町地
内小鴨橋東詰までの間 二、二〇〇

3 " 丸山五三三番三先から生田三六
四番一先までの間 七五〇

- 4 " 中河原五四〇番八先から同地内三六九番四先までの間 五五〇
- 5 " 上古川九五番六先から鴨河内一、七四〇番先までの間 一、〇五〇
- 6 県道倉吉由良線 和田六九〇番先から上神一、〇六八番先までの間 一、六〇〇
- 別表第八の五の4の次に5.及び6として次のように加える。
- 5 県道鳥取国府線 国府町大字宮下一四〇番一先から同町大字町屋三〇五番先までの間 七〇〇
- 6 " 国府町大字糸谷一一番五先から同町大字谷一六〇番先までの間 九〇〇
- 別表第八の六中3を6とし、2を5とし、5の前に3及び4として次のように加える。
- 3 " 郡家町大字西御門一五六番二先から同町大字郡家七四五番二先までの間 一、四〇〇
- 4 " 郡家町大字郡家七三八番二先から同町大字奥谷一九八番七先までの間 一、七三〇
- 別表第八の六の1を次のように改める。
- 2 " 若桜町大字浅井二五二番一併合先から同町大字若桜九六二番先までの間 七五五
- 別表第八の六の2の前に1として次のように加える。
- 1 一般国道二九号 若桜町大字岩屋堂四六五番四先から同大字六七番先までの間 四〇〇
- 別表第八の八中11を12とし、6から10までを一ずつ繰り下げ、5を次のように改める。

- 6 " 北条町大字北尾七八番一先から同町大字下神一五六番二先までの間 一、〇〇〇
- 別表第八の八の4の次に5として次のように加える。
- 5 " 北条町大字江北五番先から同大字七四八番先までの間 三八〇
- 別表第十の二中100を141とし、94から99までを四十一ずつ繰り下げ、93を次のように改める。
- 134 " 一、六七八番一先 亀甲出口
- 別表第十の二の134の前に133として次のように加える。
- 133 尾高一、二〇〇番先 松田商店横
- 別表第十の二中92を132とし、88から91までを四十ずつ繰り下げ、86及び87を次のように改める。
- 126 " 三三一番六先 春日出口
- 127 " 三四〇番一先 山ノ内ガソリンスタンド横
- 別表第十の二の126の前に125として次のように加える。
- 125 熊党八五番先 宮平方横
- 別表第十の二中85を124とし、84を次のように改める。
- 123 " 九四五番先 日吉津出口

別表第十の二の123の前に122として次のように加える。

122 二本木七一〇番一先 有料道路出口

別表第十の二中83を121とし、81及び82を三十八ずつ繰り下げ、119の前に

117及び118として次のように加える。

117 " 二、七八六番四先 山口医院前

118 " 二、八〇八番一先 足立方前

別表第十の二中80を116とし、60から79までを三十六ずつ繰り下げ、96の前に94及び95として次のように加える。

94 " 四三五番一先 山陰ナショナル前

95 " 八九四番一先 米原出口

別表第十の二中59を93とし、58を92とし、92の前に86から91までとして次のように加える。

86 " 一、五〇六番一先 岡田方前

87 " 一、五二五番二先 竹内学園横

88 " 一、六〇八番一先 電波監視部出口

89 " 一、八三〇番二〇先 弓ヶ浜荘横

90 東福原三〇八番先 前路出口

91 " 五八八番一三先 マルカスポーツ店前

別表第十の二の57を次のように改める。

85 " 一、五一二番先 井上商店横

別表第十の二の85の前に83及び84として次のように加える。

83 " 二、〇三一番先 皆生郵便局横

84 上福原一、四九四番一先 鳥仙商会横

別表第十の二中56を82とし、55を81とし、81の前に79及び80として次のように加える。

79 " 一、九四一番先 ボーリング場横

80 " 一、九五四番先 ささき商店前

別表第十の二中54を78とし、37から53までを二十四ずつ繰り下げ、61の前に60として次のように加える。

60 " 三六五番先 レストラン一平横

別表第十の二の36を次のように改める。

59 " 三三三番先 山根商店横

別表第十の二の59の前に57及び58として次のように加える。

57 " 一、四五五番二先 日野橋西詰南側

58 中島三〇七番先 大栄ブロック工業前

別表第十の二中35を56とし、33及び34を二十一ずつ繰り下げ、54の前に52及び53として次のように加える。

52 " 一、一三四番先 米子市農協車尾支所横

53 " 一、二三〇番先 日本石油米子東給油所横

別表第十の二中32を51とし、30及び31を十九ずつ繰り下げ、49の前に47及び48として次のように加える。

47 " 二五三番先 米子スケートリング場出口

48 内町一五八番先 灘町橋南詰

別表第十の二中29を46とし、46の前に43から45までとして次のように加える。

43 中町二〇番先 米子市役所横

44 加茂町一丁目六番先 江戸平横

45 " 二丁目八一番先 扶桑銀行横

別表第十の二中28を42とし、20から27までを十四ずつ繰り下げ、34の前に32及び33として次のように加える。

32 " 一二〇番先 堀田石油前

33 " 一二三番先 楠方前

別表第十の二中19を31とし、18を30とし、30の前に26から29までとして次のように加える。

26 " 一五一番先 飲食店一八前

27 日ノ出町一六番五先 景山商店横

28 錦町一丁目二番先 白石税理士事務所前

29 " 八〇番先 米子西高等学校出口

別表第十の二中17を25とし、16を24とし、24の前に17から23までとして次のように加える。

17 祇園町二丁目一番先 鳥取園芸資材K.K前

18 " 一三番先 やびき商店前

19 " 二三九番先 山陰生コン駐車場横

20 " 二六七番三八先

21 目久美町一二七番二先 加藤方前

22 大谷町官有無番先 大谷橋東詰

23 陰田町六四五番先 検門所横

別表第十の二中15を16とし、4から14までを二ずつ繰り下げ、3の次に4として次のように加える。

4 " 四丁目三六〇番先 林原医院前

別表第十の三中20を22とし、5から19までを二ずつ繰り下げ、4を次のように改める。

6 " 三丁目五六番先 金森方前

別表第十の三の3の次に4及び5として次のように加える。

4 堺町二丁目九四二番先 沖之方横

5 " 九四九番先 安田方横

別表第十の四中20を23とし、10から19までを三ずつ繰り下げ、9を次のように改める。

12 " 二、二一五番先 渡農協前

別表第十の四の8の次に9から11までとして次のように加える。

9 外江町八七七番一先 今津方前

10 渡町一、四四〇番三先 角石材店前

11 " 一、九八六番先 渡公民館横

別表第十の六中33を45とし、22から32までを十二ずつ繰り下げ、34の前に32及び33として次のように加える。

32 " 一、一三一番九先 坂本製材前

33 " 一、五〇六番一先 智頭電報電話局横

別表第十の六中21を31とし、13から20までを十ずつ繰り下げ、23の前に21及び22として次のように加える。

21 " 二八四番七先 春米出口

22 " 大字中原五二二番先 加地出口

別表第十の六中12を20とし、10及11を八ずつ繰り下げ、9を次のように改める。

17 " 大字南三二九番一先 丹比駅前十字路南側

別表第十の六の17の前に13から16までとして次のように加える。

13 八東町大字安井宿七〇四番一先 日下部出口

14 " 七一一番七先 安井宿出口

15 " 大字徳丸三〇二番二先 徳丸出口

16 " 一、一六一番五先 才代出口

別表第十の六中8を12とし、6及び7を四ずつ繰り下げ、10の前に8及び9として次のように加える。

8 " 大字西御門一五五番三先 西御門バス停留所横

9 " 大字市谷二四番三先 市谷バス停留所横

別表第十の六中5を7とし、4を6とし、6の前に5として次のように加える。

5 " 四五二番次一先 妙楽公園出口

別表第十の六の3を4とし、2を次のように改める。

3 " 三五一番一先 郡家町役場横

別表第十の六の1の次に2として次のように加える。

2 " 大字郡家五〇番一先 郡家駅前国道入口

別表第十の八中55を66とし、49から54までを十一ずつ繰り下げ、48を次のように改める。

59 " 二五八番先 山田出口

別表第十の八の59の前に56から58までとして次のように加える。

56 " 大字法万八五一番先 東伯町農協法万出張所横

57 " 大字美好二二〇番次一先 美好出口

58 " 大字勤一六二番二先 杉下出口

別表第十の八中47を55とし、45及び46を八ずつ繰り下げ、53の前に51及び52として次のように加える。

51 " 大字逢東一、一一一番二先

52 " 一、二四二番五先

別表第十の八中44を50とし、42及び43を六ずつ繰り下げ、48の前に46及び47として次のように加える。

46 " 五九三番先

47 " 五九七番八先

別表第十の八中41を45とし、10から40までを四ずつ繰り下げ、14の前に11から13までとして次のように加える。

11 " 三九五番先 進木酒店横

12 " 一、〇六四番一〇先

13 " 大字大鳥居一、二三八番二六先 農業経営大学校出口

別表第十の八中9を10とし、1から8までを二ずつ繰り下げ、2の前に1として次のように加える。

1 羽合町大字田後三〇一番先 建設省維持出張所横

別表第十の九中23を43とし、20から22までを二十ずつ繰り下げ、40の前に36から39までとして次のように加える。

36 " 八八七番一先 大雀旧道出口

37 " 大字西坪一七七番一先

38 " 五四八番先 御来屋駅出口

39 " 四、八九三番先 上村建設横

別表第十の九中19を35とし、35の前に34として次のように加える。

34 " 七七四番一先 庄内出口

別表第十の九の18を次のように改める。

33 " 七二三番八先 庄内農協前

別表第十の九の33の前に30から32までとして次のように加える。

30 " 一三二番三先 出光石油御来屋給油所横

31 " 一六〇第一先 板垣商店前

32 " 大字富長一〇九番先 鳥橋方前

別表第十の九中17を29とし、15及び16を十二ずつ繰り下げ、27の前に25及び26として次のように加える。

25 " 上方六七三番二先 上方出口

26 " 平田一七九番先 平田出口

別表第十の九中14を24とし、12及び13を十ずつ繰り下げ、22の前に20及び21として次のように加える。

20 " 大字今津一一一番一先 今津橋西詰北側

21 " 一一六番一先 " 南側

別表第十の九中11を19とし、19の前に15から18までとして次のように加える。

15 " 一、一一三番一先 浅中錦松園横

16 " 一、二九七番五先 駄倉出口

17 " 一、二九九番一四先 中住建具店横

18 " 大字佐陀六六九番一先 農協倉庫前

別表第十の九中10を14とし、8及び9を四ずつ繰り下げ、12の前に11として次のように加える。

11 " 六八九番一先 国頭商店横

別表第十の九中7を10とし、2から6までを三ずつ繰り下げ、1の次に2から4までとして次のように加える。

2 " 大字法勝寺三〇四番先 米子信用金庫横

3 " " 六七八番先 坂口方横

4 " 大字鴨部一、六一七番先 遠藤商店横

別表第十の九の43の次に44及び45として次のように加える。

44 中山町田中八一五番五先 歩道橋下交差点南側

45 " 八一六番六先 " 北側

別表第十の十中16を26とし、10から15までを十ずつ繰り下げ、9を次のように改める。

19 " 一、五二六番先 稲田方横

別表第十の十の19の前に18として次のように加える。

18 " 黒坂一、四四八番四先 黒坂駅前国道入口

別表第十の十中8を17とし、17の前に16として次のように加える。

16 " 三谷無番先 船場橋南詰

別表第十の十中7を15とし、15の前に13及び14として次のように加える。

13 " 六七六番先 朝勝旅館前

14 " 六八四番先 音田方前

別表第十の十中6を12とし、12の前に11として次のように加える。

11 " 四二三番先 国道入口

別表第十の十中5を10とし、10の前に9として次のように加える。

9 " 二二一番先 鳥取銀行根雨支店横

別表第十の十中4を8とし、3を7とし、7の前に4から6までとして

次のように加える。

4 " 七二八番先

日南町役場出口

5 " 多里一七八番先

上萩山出口

6 " 二二一番二先

多里小学校出口

別表第十の十中2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 " 霞七六七番四先

福万来出口

別表第十一の一の7を次のように改める。

7 一般国道五三
号 叶四九四番一先から
米町五〇三番先までの間

三、四二〇 車両(自
転車を除く)

別表第十一の一中40を78とし、39を77とし、77の前に70から76までとして次のように加える。

70 市道駅南七号
線 古市一五一番先から
同地内一番先までの間
のうち公園側

二八〇 車両(二
輪及び自転車を除く)

71 市道駅南一三
号線 富安一六七番一先
のうち公園側

五〇 " "

72 市道駅南一九
号線 富安一六七番一先
から同地内一八五番六先
までの間のうち公園側

一五〇 " "

73 市道駅南二一
号線 富安一八二番七先
から同地内一六七番一先
までの間のうち公園側

一五〇 " "

74 市道駅南西幹
線 古市一五四番二先
から同地内一五一番先
までの間のうち公園側

七〇 " "

75 市道駅南統一
号線 富安一二五番一先
から同地内一七番一先
までの間

八〇 " "

76 市道城北二号
線 青葉町二丁目二四
番先のうち公園側

二〇 " "

別表第十一の一中38を69とし、35から37までを三十一ずつ繰り下げ、34を次のように改める。

65 市道棒鼻線 今町二丁目二九二
番先から同地内二二番先
までの間

一八〇 車両 終日

別表第十一の一の65の前に64として次のように加える。

64 市道上魚町寺
町線 戎町二〇二番先か
ら同町一〇六番先
までの間

六〇 " 七時か
ら一時か
まで

別表第十一の一の33を次のように改める。

63 市道上町立川
線及び市道広徳寺線 立川町二丁目一〇
六番先から吉方町一丁目二〇
一番先までの間

五二〇 " 終日

別表第十一の一の63の前に54から62までとして次のように加える。

54 市道火災復興
四二号線 玄好町三〇一番先

四〇 " 七時か
ら一時か
まで

55 市道火災復興
四三号線 玄好町三二九番先
から同町三一三番先
までの間

八〇 " "

56 市道火災復興
四号線 片原五丁目一三
番先から同地内一〇一番先
までの間のうち公園側

一〇〇 " "

57 "	玄好町三〇一番先のうち公園側	六〇	"
58 市道火災復興 三号線	西町二丁目四一五番先から同地内一のうち鳥取市立児童会館側	二三〇	"
59 市道火災復興 二号線	西町二丁目四〇一番先から同地内四の二番先までの間 のうち鳥取市立児童会館側	九〇	"
60 市道火災復興 一号線	相生町三丁目二〇一番先から同町一丁目三十一番先までの間のうち公園側	一三〇	"
61 市道火災復興 四九号線	材木町二五一番先から同町二七六番先までの間	九〇	"
62 市道火災復興 一〇二号線	東町三丁目二〇一番先から湯所町二丁目一四一番先までの間のうち公園側	二三〇	"
52 市道火災復興 五号線	片原五丁目三五七番先から片原一丁目一〇七番先までの間のうち久松山側	八〇〇	終日
別表第十一の一の中32を53とし、31を次のように改める。 別表第十一の一の中30を49とし、49の次に50及び51として次のように加える。			

50 "	本町四丁目一四番先から同町三丁目一のうち鳥取商工会館側	二三〇	車両(二輪及び自)転車を除く。
51 "	本町五丁目三〇一番先から同地内三〇九番先までの間のうち公園側	一二〇	"
別表第十一の一の中29を次のように改める。			
44 "	川端一丁目二〇一番先から川端二丁目二一五番先までの間	二五〇	車両(自)転車を除く。
別表第十一の一の44の次に45から48までとして次のように加える。			
45 市道火災復興 四〇号線	西町三丁目一一七番先から同地内一四番先までの間	七〇	車両(二輪及び自)転車を除く。
46 "	元町四二八番先から同町四五二番先までの間のうち鹿野街道側	九〇	"
47 市道火災復興 七号線	戎町五〇四番先から同町五〇一番先までの間のうち公園側	一〇〇	"
48 "	元魚町二丁目一二二番先から同地内一〇六番先までの間のうち公園側	一一〇	"
別表第十一の一の44の前に39から43までとして次のように加える。			

39 市道火災復興
八五号線
行徳一五一番先
から南町八〇一
番先までの間の
うち北側

40 市道火災復興
二一七号線
寿町六一四番先
から相生町四目
三〇一番先まで
の間のうち公園
側

41 市道火災復興
九五号線
相生町二丁目五
〇二番先から同
町一丁目五四番
先までの間のう
ち公園側

42 市道火災復興
九七号線
相生町三丁目一
〇四番先から同
町一丁目四一〇
番先までの間の
うち公園側

43 市道火災復興
八号線
戎町五一一番先
から同町五〇五
番先までの間の
うち公園側

別表第十一の一の28を次のように改める。

38 市道火災復興
八一号線
南町五〇八番先
から行徳は二一
二番先までの間

別表第十一の一の38の前に36及び37として次のように加える。

36 市道火災復興
三八号線
瓦町五二八番先
車両(二輪及び
自転車を除く)
七時一十九時
まで

37 市道火災復興
七三号線
今町一丁目三二
〇番先から行徳
は四三四番先ま
での間のうち南
側

別表第十一の一の27を次のように改める。

35 市道火災復興
市道立川一本
橋線
吉方温泉一丁目
一三四番先から
吉方町一丁目五
八八番先までの
間のうち公園側

別表第十一の一の35の前に33及び34として次のように加える。

33 市道火災復興
一四号線
弥生町三四九番
先から同町三四
二番先までの間
のうちの公園側

34 市道火災復興
一二号線
瓦町一六七番先
から同町一〇四
番先までの間の
うち公園側

別表第十一の一の26を次のように改める。

32 市道火災復興
二八号線
吉方温泉三丁目
一六二番先から
同地内四六一番
先までの間のう
ち西側

別表第十一の一の32の前に31として次のように加える。

31 市道火災復興
一三号線
弥生町二二一番
先から同町二一
六番先までの間
のうちの公園側

別表第十一の一の25を30とし、30の前に29として次のように加える。

29 市道火災復興
一五号線
瓦町五五一番先
のうちの公園側

別表第十一の一の24を次のように改める。

27 市道火災復興
一六号線
永楽温泉町一〇
六番先から同町
三〇六番先まで
の間のうち公園
側

別表第十一の一の27の次に28として次のように加える。

28 市道火災復興
三五号線 弥生町二一六番先
から同町二一二番
先までの間のうち
公園側

五〇 " "

別表第十一の一中23を26とし、26の前に25として次のように加える。

25 市道火災復興
三一号線 永楽温泉町五五一
番先から同町五六
六番先までの間の
うち公園側

七〇 " 七時か
ら一九時
まで

別表第十一の一中22を24とし、21を23とし、23の前に22として次のように加える。

22 市道立川区画
二号線 立川町三丁目四六
三番先から同町四
丁目一番先までの
間

二五〇 " "

別表第十一の一の20を次のように改める。

21 " 二階町二丁目一
七番先から同町一
丁目一〇四番先ま
での間のうち久松
山側

二五〇 " "

別表第十一の一の19の次に20として次のように加える。

20 県道田島片原
線 二階町三丁目二〇
一番先から同町四
丁目二〇七番先ま
での間のうち鳥取
保健所側

二三〇 " 車両(二
輪及び自
軽車を除
く) 七時か
ら一九時
まで

別表第十一の二中1を削り、2を次のように改める。

1 一般国道一八
〇号及び都市
計画街路米子
中央線 長砂町七三八番一
先から富士見町二
丁目一七三番先ま
での間 二、三〇〇 車両(二
輪及び自
軽車を除
く) 終日

別表第十一の二中3から6までを一つ繰り上げ、7を次のように改め

る。

6 " 道笑町二丁目二〇
〇番先から美吉一
七番先までの間 一、八〇〇 " "

別表第十一の二中8を7とし、9及び10を一つ繰り上げる。
別表第十一の二の9の次に10として次のように加える。

10 県道皆生車尾
線及び市道皆
生東二条線 皆生一、七一二番
先から同地内一、
九七一番先までの
間 六五〇 " "

別表第十一の二中42を次のように改める。

51 市道茶町祇園
町線 茶町二番先から
祇園町二丁目一三
番先までの間 一、〇〇〇 " "

別表第十一の二の51の前に48から50までとして次のように加える。

48 市道外濠線 東町三八番先 五〇 車両 終日

49 市道第四中学
校校道路 上後藤一〇九番九
〇番先までの間 一五〇 車両(二
輪及び自
軽車を除
く) 七時か
ら一九時
まで

50 市道三柳団地
中央線 両三柳四、四五六
番九先から同地内
四、五七二番二七
番先までの間 六五〇 " "

別表第十一の二中41を47とし、40を次のように改める。

46 市道道笑町灘
道線及び市道
道笑町旧国道 道笑町一丁目一
一番先から灘町一
丁目一〇五番先ま
での間 一、五五〇 " "

別表第十一の二の46の前に45として次のように加える。

45 市道皆生北三
 号線市道東西
 道競馬場跡南
 北五号線
 皆生一、八八〇番
 先から上福原一、
 八三〇番二〇先ま
 での間
 六〇〇
 " 終日

別表第十一の二中39を44とし、31から38までを五ずつ繰り下げ、30を次のように改める。

35 市道勝田道笑
 町線
 勝田町二九一番先
 から道笑町三丁目
 三一番先までの間
 八〇〇
 " 終日

別表第十一の二中35の前に34として次のように加える。

34 市道立町住吉
 線
 立町四丁目四一番
 先から旗ヶ崎五一
 七番一〇先までの
 間
 四五〇
 " 七時から一
 時まで

別表第十一の二中29を33とし、28を次のように改める。

32 市道米子福米
 線
 角盤町二丁目六六
 番先から同地内一
 二〇番先までの間
 一一〇
 車両
 " 終日

別表第十一の二中27を31とし、26を次のように改める。

30 市道尾高町通
 り線及び市道
 角盤五号線
 尾高町二八番先か
 ら角盤町三丁目一
 八三番先までの間
 五三〇
 車両(二
 輪及び軽
 車両を除く)
 七時か
 ら一時九
 時まで

別表第十一の二中30の前に29として次のように加える。

29 市道朝日町西
 裏第四支線及
 び市道尾高中
 央公園線
 尾高町一〇五番先
 から同町一四五番
 先までの間
 一三〇
 車両
 " 終日

別表第十一の二中25を削り、24を次のように改める。

28 市道電報電話
 局前通り線
 角盤町一丁目七二
 番二先から同地内
 七八番先までの間
 三七〇
 " 終日

別表第十一の二中28の前に26及び27として次のように加える。

26 市道中町通り
 線
 加茂町一丁目二四
 番先から西町六番
 先までの間のうち
 加茂町警察官派出
 所側
 三〇〇
 車両(二
 輪及び軽
 車両を除く)
 終日

27 市道堀端通り
 線
 久米町二五番先か
 ら東町一〇五番先
 までの間
 二五〇
 " 七時から一
 時まで

別表第十一の二中23を25とし、20から22までを二ずつ繰り下げ、19を削り、18を次のように改める。

21 市道米子東福
 原線及び市道
 東町通り線
 桃町二丁目一一五
 番先から東町五九
 番七先までの間
 七三〇
 車両(二
 輪及び軽
 車両を除く)
 " 終日

別表第十一の二中17を20とし、16を19とし、15を次のように改める。

18 市道万能町通
 り線
 明治町一〇番先か
 ら道笑町一丁目一
 一〇番先までの間
 三〇〇
 " 終日

別表第十一の二中14を17とし、13を16とし、12の次に13から15までとして次のように加える。

13 県道東福原樋
 口線
 両三柳一、九二三
 番一先から同地内
 四、二〇四番一先
 までの間
 一〇〇
 " 終日

14 県道境渡米子
 線
 旗ヶ崎三八六番先
 から灘町三丁目四
 二番先までの間
 一、四〇〇
 " 終日

15 市道寺町通り
尾高町五七番先から立町二丁目八一番先までの間
四五〇
"

別表第十一の三中2を削り、1を次のように改める。

2 一般国道一七九号、県道上井停車場線及び井上井北条線
宮川町一二四番先から上井三三番八先までの間
三、四四〇
七時から二時までの間

別表第十一の三中の2の前に1として次のように加える。

1 一般国道一七九号
駄経寺町七五番先から住吉町一三番七先までの間
五五〇
車両(二輪及び軽トラックを除く)
終日

別表第十一の三中11を20とし、9及び10を九ずつ繰り下げ、8を次のように改める。

17 市道仲之町大正町線
仲ノ町七六二番先から新町三丁目二、三三七番先までの間のうち西側
二〇〇
七時から二時までの間

別表第十一の三中7を14とし、14の次に15及び16として次のように加える。

15 市道越殿町鍛冶町線
越殿町一、五六〇番五先から越中町二、一一〇番先までの間
一〇〇
"

16 市道福吉二丁目二号線
越殿町一、四〇四番二先から福吉町二丁目一、四五〇番一〇先までの間
二一〇
終日

別表第十一の三中の6を次のように改める。

12 県道木地山倉吉線
住吉町一一三番一先から同町九一番一先までの間
三〇〇
車両(二輪及び軽トラックを除く)
七時から二時までの間

別表第十一の三中の12の次に13として次のように加える。

13 県道木地山倉吉線及び市道東町仲之町線
住吉町九一番一先から仲ノ町七四二番一先までの間のうち倉吉市役所側
九〇〇
"

別表第十一の三中の12の前に11として次のように加える。

11 県道上井北条線
上井地内山陰本線上井踏切北側から同地内小田橋東詰までの間
三五〇
車両(二輪及び軽トラックを除く)
"

別表第十一の三中5を10とし、10の前に9として次のように加える。

9 県道倉吉停車場線
明治町一、〇三一番先から同町一、〇三三番一先までの間のうち西側
九〇
"

別表第十一の三中の4を次のように改める。

8 県道倉吉山良線
福吉町一、四〇四番先から旭田町地内出口橋南詰までの間
四〇〇
"

別表第十一の三中の8の前に4から7までとして次のように加える。

4 丸山五三三番三先から生田三六四番一先までの間
七五〇
終日

5 中河原五四〇番八先から同地内三六九番四先までの間
五五〇
"

6	上古川九五番六先から鴨河内一、七四〇番先までの間	一、〇五〇	〃	〃
7	県道倉吉青谷線 上井町一丁目一〇番一四先から同地内倉吉線山根踏切西詰までの間	二八〇	〃	〃
2	別表第十一の四の2を次のように改める。 竹内町一、三〇一 番先から上道町一、七三七番先までの間	二、七〇〇	〃	七時から二時まで
7	別表第十一の四中7を8とし、6の次に7として次のように加える。 明治町一、七〇〇 番先から上道町一、六〇三番先までの間	四〇〇	〃	〃
6	鳥取県管理に係る公園道路 鳥取砂丘線 福部村大字湯山二、〇八三番先から同大字二、一六四番四四八先までの間	五四〇	〃	終日
6	別表第十一の六中6を7とし、5を次のように改める。 船岡町大字船岡四九一番一、一五四番三先までの間	八六〇	〃	七時から九時か 七時及五時 まで
5	別表第十一の六の6の前に5として次のように加える。 河原町大字渡一木二五六番三先から同町大字河原七八番二先までの間	一、一〇〇	〃	〃

3	別表第十一の六中4を削り、3を4とし、2を次のように改める。 郡家町大字郡家七三八番二先から同町大字奥谷一九八番七先までの間	一、七三〇	〃	〃
2	別表第十一の六の1の次に2として次のように加える。 郡家町大字西御門一五六番二先から同町大字郡家七四五番二先までの間	一、四〇〇	〃	〃
8	別表第十一の六の7の次に8として次のように加える。 智頭町大字智頭一、八一六番一先から同大字一、八三三番先までの間	一〇〇〇	〃	〃
4	別表第十一の八の4を次のように改める。 北条町大字北尾七八番一先から同町大字下神一五六番二先までの間	一、〇〇〇	〃	〃
13	別表第十一の八中12を14とし、11を次のように改める。 三朝町大字本泉地内河戸橋東詰から同大字二九五番一先までの間のうち北側	一〇〇	〃	終日
12	別表第十一の八の13の前に12として次のように加える。 東伯町大字徳方六二二番一先から同町大字丸尾三番先までの間	三〇〇	〃	〃

別表第十一の八の10を次のように改める。

11 県道鳥取鹿野倉吉線

三朝町大字三朝七
七四番一先から
同町大字山田地内
間 横手橋北詰までの

一、八三〇

〃

別表第十一の八の9の次に10として次のように加える。

10 一般国道三一三号

関金町大字関金宿
二、六五一番先か
ら同大字一、六〇
五番先までの間

一三〇

車両(二輪及び軽車両を除く。)

〃

別表第十一の十中5を7とし、3及び4を二ずつ繰り下げ、2を次のように改める。

4 一般国道一八三号

日南町生山二三九
番二先から同地内
一五八番二先まで
の間

七四〇

車両(二輪及び軽車両を除く。)

七時一十九時

別表第十一の十の1の次に2及び3として次のように加える。

2

江府町大字江尾一
七九一番一先から
同地内九番先まで
の間

八〇〇

七時一十七時

3

溝口町溝口四五二
番四先から同地内
二〇二番先までの
間

七〇〇

〃

別表第十一の十の7の次に8として次のように加える。

終日(五月一日から六月三日)及び十月一日

8 県道大山溝口線

溝口町岩立九番先
から同町大内一、
〇六九番一〇一先
までの間

八〇〇

車両(二輪及び軽車両を除く。)

日から三十一日

の期間に於ては、
他の日を除く。

別表第十一の十一の次に十二及び十三として次のように加える。

十二 米子市・西伯郡

路線名

場

所

延長
(メートル)

対象

時間

一般国道九号

西伯郡淀江町大字
西原一、一三五番
六先から米子市陰
田町八二番一先
までの間

一一、四四〇

車両(二輪及び軽車両を除く。)

終日

十三 倉吉市・東伯郡

一般国道一七九号

倉吉市上井町二丁
目三番二先から東
伯郡羽合町大字田
後三九八番先まで
の間

四、〇五〇

車両(二輪及び軽車両を除く。)

終日

別表第十二の一の丙中29を34とし、16から28までを五ずつ繰り下げ、21の前に19及び20として次のように加える。

19 県道由良関金線

関金町大字大鳥居一、〇八三番先のまがりかど

20

別表第十二の一の丙中15を削り、14を18とし、13を17とし、17の前から16までとして次のように加える。

七、一五番二先のまがりかど

- 14 一般国道三二三号 関金町大字関金宿一、三六九番二先のまがりかど
 - 15 " " 大字山口五二四番三先のまがりかど
 - 16 " " 七〇五番先のまがりかど
- 別表第十二の一の(中)12を18とし、1から11までを二ずつ繰り下げ、2の前に1として次のように加える。
- 1 一般国道九号泊村大字小浜二九四番七先のまがりかど
- 別表第十二の一の(中)6を8とし、1から5までを二ずつ繰り下げ、3の前に1及び2として次のように加える。
- 1 県道米子石見新 西伯町大字上中谷一四〇番先のまがりかど
見線
 - 2 " " 大字大木屋三三九番先のまがりかど